

改正案	現行
<p>（第一号措置に係る組織再編成の認可）</p> <p>第二十九条の三 法第百八条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第百五十二条第一項第六号又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）</p>	<p>（第一号措置に係る組織再編成の認可）</p> <p>第二十九条の三 法第百八条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則（昭和三十年大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸、建設省令第一号）第七条第一項第六号又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）第六十九条第一項第二号に掲げ</p>

第六十九条第一項第二号に掲げる書面

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号若しくは第八十条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第一百五條第一項第二号若しくは第一百十六條第二号又は労働金庫法施行規則第六十二條第一項第二号若しくは第六十三條第一項第二号に掲げる書面

三〇七 (略)

る書面

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号若しくは第八十条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第五條の二の三第一項第二号若しくは第五條の二の四第二号又は労働金庫法施行規則第六十二條第一項第二号若しくは第六十三條第一項第二号に掲げる書面

三〇七 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号）

改正案		現行	
<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>	<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>
<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法律」という。）第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>		<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法律」という。）第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	

(略)		第二区 分	(略)
(略)		単体自 己資本 比率 一パー セント 以上二 パーセ ント未 満	(略)
(略)	八 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 六 (略) 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業(同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。) の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)

(略)		第二区 分	(略)
(略)		単体自 己資本 比率 一パー セント 以上二 パーセ ント未 満	(略)
(略)	八 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 六 (略) 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第五項各号に掲げる事業(同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。) の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)

令で定める信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第二区 分	(略)	命令
	(略)	
連結自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	命令
一パーセント以上二パーセント未満	一〇八（略） 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九條の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九	

令で定める信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第二区 分	(略)	命令
	(略)	
連結自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	命令
一パーセント以上二パーセント未満	一〇八（略） 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九條の九第五項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九	

3 ・ 4  (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。        )の縮小又は新規の取扱いの禁止        十 (略)</p>

3 ・ 4  (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。        )の縮小又は新規の取扱いの禁止        十 (略)</p>